



豊監公表第5号

令和4年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年（2023年）3月24日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	松 下 三 吾
同	木 村 真

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づく措置の通知について

令和 4 年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 4 年 1 0 月 3 1 日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
総務部 行政総務課	◆契約保証金免除申込書の提出について(行政総務課) 「契約関係綴(庁舎・車両)5年」簿冊において、清掃業務の委託契約で豊中市財務規則第110条第3号により契約保証金の納付の免除をしているにもかかわらず、契約保証金免除申込書の提出がなされていないものがあった。	指摘を受けた後、受注者に必要書類の提出を求めました。 受注者から、契約保証金免除申込書及び契約書の写し等を受領し、内容が適正であると確認しました。 また、契約保証金の納付免除の事務取扱マニュアルを使用し、係内での周知を行いました。